

# 健康福祉委員会資料

## (消防局関係)

平成27年第1回定例会提出予定議案の説明

- 1 議案第27号 川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について
  - ・新旧対照表
- 2 議案第28号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
  - ・新旧対照表
  - ・パブリックコメント手続きの実施結果について

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

改正案	現 行
<p>○川崎市消防団給与条例</p> <p style="text-align: right;">昭和23年1月10日条例第1号</p> <p>略</p> <p>第4条 消防団員には、年額22,000円の報酬を支給する。</p> <p>2 前項の報酬は、新たに消防団員となった日から支給し、退職し、又は失職した日（死亡した場合にあっては、その日の属する月の末日）まで支給し、その支給月は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの2期に分け、それぞれの期の翌月とする。</p> <p>3 第1項の報酬のほか、次の各号に掲げる消防団員に対し、当該各号に定める報酬を加算して支給する。</p> <p>(1) 消防団書記 月額 1,000円</p> <p>(2) 消防自動車機関員 月額 1,000円</p> <p>(3) 小型動力ポンプ機関員 月額 400円</p> <p>4 前項各号に掲げる報酬は、消防団員が新たに同項各号の職を命ぜられた日から支給し、当該職を免ぜられた日（死亡した場合にあっては、その日の属する月の末日）まで支給する。</p> <p>略</p>	<p>○川崎市消防団給与条例</p> <p style="text-align: right;">昭和23年1月10日条例第1号</p> <p>略</p> <p>第4条 消防団員には、年額21,000円の報酬を支給する。</p> <p>2 前項の報酬は、新たに消防団員となった日から支給し、退職し、又は失職した日（死亡した場合にあっては、その日の属する月の末日）まで支給し、その支給月は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの2期に分け、それぞれの期の翌月とする。</p> <p>3 第1項の報酬のほか、次の各号に掲げる消防団員に対し、当該各号に定める報酬を加算して支給する。</p> <p>(1) 消防団書記 月額 1,000円</p> <p>(2) 消防自動車機関員 月額 1,000円</p> <p>(3) 小型動力ポンプ機関員 月額 400円</p> <p>4 前項各号に掲げる報酬は、消防団員が新たに同項各号の職を命ぜられた日から支給し、当該職を免ぜられた日（死亡した場合にあっては、その日の属する月の末日）まで支給する。</p> <p>略</p>

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

改正案	現 行
<p>○川崎市火災予防条例 昭和48年7月3日条例第36号</p> <p>目次 第1章～第5章（略） 第6章 避難管理等（第50条～第57条の2） <u>第6章の2 指定催しに係る防火管理（第57条の3・第57条の4）</u> 第7章・第8章（略） 附則 <u>第6章の2 指定催しに係る防火管理</u> <u>（指定催しの指定）</u> <u>第57条の3 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。</u> <u>2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から同項の規定による指定の求めがあったときは、この限りでない。</u> <u>3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。</u> <u>（指定催しに係る防火管理）</u> <u>第57条の4 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を</u></p>	<p>○川崎市火災予防条例 昭和48年7月3日条例第36号</p> <p>目次 第1章～第5章（略） 第6章 避難管理等（第50条～第57条の2） <u>（新設）</u> 第7章・第8章（略） 附則 <u>第6章の2（新設）</u></p>

改正案	現 行
<p><u>受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を当該防火担当者に作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</u></p> <p><u>(1) 防火担当者の業務その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。</u></p> <p><u>(2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。</u></p> <p><u>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第63条第6号において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</u></p> <p><u>(4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。</u></p> <p><u>(5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。</u></p> <p><u>2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日までに）、前項に規定する計画を消防長に提出しなければならない。</u></p> <p>第7章 雑則</p> <p>（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）</p> <p>第63条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為</p> <p>(2) 煙火（玩具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け</p> <p>(3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催</p> <p>(4) 水道の断水又は減水</p> <p>(5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路の工事、露店の開設その他の道路使用</p>	<p>第7章 雑則</p> <p>（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）</p> <p>第63条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為</p> <p>(2) 煙火（<u>がん具</u>用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け</p> <p>(3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催</p> <p>(4) 水道の断水又は減水</p> <p>(5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路の工事、露店の開設その他の道路使用</p>

改正案	現 行
<p>(6) <u>祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）</u></p> <p>第8章 罰則 (罰則)</p> <p>第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第33条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者</p> <p>(2) 第34条の規定に違反した者</p> <p>(3) 第36条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者</p> <p>(4) 第38条又は第39条の規定に違反した者</p> <p>(5) <u>第57条の4第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者</u></p> <p>第71条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、<u>同条の刑を科する。</u></p> <p>2 <u>法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</u></p>	<p>(6) (新設)</p> <p>第8章 罰則 (罰則)</p> <p>第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第33条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者</p> <p>(2) 第34条の規定に違反した者</p> <p>(3) 第36条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者</p> <p>(4) 第38条又は第39条の規定に違反した者</p> <p>(5) (新設)</p> <p>第71条 法人_____の代表者_____又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても<u>前条の罰金刑を科する。</u></p>

## 「川崎市火災予防条例の一部改正等について」に対する意見募集の結果について

### 1 概要

平成25年8月に、京都府福知山市の花火大会会場で発生した火災を踏まえまして、火災予防条例（例）の一部改正が示され、祭礼、縁日、花火大会、その他の多数の者が集合する催しにおいて、屋外催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを指定催しとして指定すること、当該催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等について「川崎市火災予防条例」（昭和48年条例第36号以下「条例」という。）の一部改正を検討しています。多数の者が集合する催しの際の火気器具等の取扱いに関する基準の見直しを図るため、「川崎市火災予防条例」（昭和48年条例第36号。以下「条例」という。）の一部改正を検討しています。

以上につきまして、このたび、市民の皆様からの御意見を募集いたしました。  
その結果は、次のとおりです。

### 2 意見募集の概要

意見の募集期間	平成26年6月9日から平成26年7月10日まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	川崎市ホームページ、情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、各区役所（市政資料コーナー）
結果の公表方法	川崎市ホームページ、情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、各区役所（市政資料コーナー）

### 3 結果の概要

提出数	意見数
0通	0件